

機械警備業務仕様書

業務名 収集センター西事務所機械警備業務
警備施設 和歌山市土入325番地
和歌山市市民環境局環境部収集センター西事務所
履行期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日

(基本的事項)

第1条 受託者は、警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定される警備業務用機械装置（以下「警報機器」という。）を使用して行う警備施設における盗難等の事故の発生を警戒し、防止するにあたり、同法及び関係法令を遵守するとともに、この仕様書に従い忠実に業務を履行しなければならない。

(警備業務の内容)

第2条 受託者は、警備施設に設置した警報機器から異常事態の発生を自動的にガードセンターに通報されたときは、現場に急行し必要な措置をとるものとする。

2 警報機器の配置および種類、数量は末尾添付の端末機器設置図面による。

3 ガードセンターは、警報受信装置を常時監視するとともに、警備員との連絡を保持する。

4 警備員は、ガードセンターと連絡を保持し、警備施設の異常事態に備える。

(警備対象)

第3条 警備施設における警備の対象は、次のとおりとする。

(1) 防犯監視

(2) 火災監視（管理事務所棟のみ）

(警備時間)

第4条 警備を行う時間は、機械警備開始操作から解除操作までの間とする。但し、火災については、常時監視とする。

(事故発生時の措置)

第5条 受託者は、ガードセンターにおいて盗難等の事故の発生に関する情報を受信したときは、直ちに警備員を警備施設に急行させ、当該事故についての確認を行うとともにその拡大防止措置をとること。また、必要に応じて、警察署、消防署等の関係機関に通報し、和歌山市の監督職員に報告すること。

(警備業務報告書)

第6条 警報器等の異常感知による発報を受けて緊急出動した場合は、当該発報が事件発生によるもの又は誤報であるものにかかわらず、直ちに発報原因を明らかにした報告書を和歌山市の監督職員に提出しなければならない。

2 前項の報告書を提出した場合において、監督職員が必要であると認めて報告書の提出を要請したときは、受託者は詳細な内容を記した報告書を提出しなければならない。

(警備業務に係る工事等)

第7条 警報機器、第3条第2号の火災監視のための機器及び警備業務を行うにあたり必要となるその他の機器、資材等（以下「警備業務用機器」という。）の履行期間開始に伴う設置工事及びこれに付帯する工事等並びに履行期間終了に伴う撤去工事等は、受託者が行わなければならない。

(臨機の措置)

第8条 受託者は、事故の発生その他の事由により臨時に警備が必要になったときは、ガ

ドセンターを通じて和歌山市の監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(通信回路)

第9条 警報装置及び基地局間の通信には、受託者所有の回線を使用するものとし、当該回線は、回線断警報・通信監視システム等を備えなければならない。

(機械設備の保守点検)

第10条 受託者は、警備に係る機器類が常に正常に機能することができるよう、定期的に保守点検を行わなければならない。

(鍵の預託)

第11条 和歌山市は、受託者に対し、警備上必要な警備施設の鍵を貸与するものとする。

2 受託者は、和歌山市が貸与した鍵を厳重に保管し、履行期間終了後、直ちに和歌山市に返却しなければならない。

3 受託者は、和歌山市が貸与した鍵を複製してはならない。

(機械警備業務に係る経費)

第12条 第10条の規定による定期的な保守点検に係る費用は、受託者の負担とする。

2 和歌山市の仕様変更による工事が発生した場合は、当該工事費に係る費用は原則として和歌山市の負担とするが、費用の額については和歌山市と受託者との協議により決定する。

3 和歌山市が業務に関し受託者に貸与した鍵を受託者が紛失した場合は、シリンドー等の交換及びすべての鍵（合鍵含む。）に係る費用は、受託者の負担とする。

4 履行期間終了に伴う警報機器等の撤去工事及びこれに付帯する工事等の費用は、受託者の負担とする。

(損害賠償)

第13条 受託者は、機械設備が正常に作動しなかった場合等、受託者の責めに帰すべき事由により和歌山市に損害が生じた場合は、次の限度により和歌山市に損害の賠償を行うものとする。

(ア) 対人賠償 1事故につき、10億円

(イ) 対物賠償 1事故につき、10億円

(ウ) 対人対物合算の限度額 1事故につき、10億円

和歌山市は、損害賠償を請求するときは、事実を知った日から7日以内に書面をもって行うものとする。

(免責)

第14条 屋外物件については、免責とする。

(その他の仕様)

第15条 受託者は、次の各項に定める仕様に対応するものとする。

(1) 管理棟部分と屋外車庫部分とは、個別に警備の開始、解除を実施できるようにしなければならない。

(2) 警備の開始、解除に用いる鍵又はカードは、容易に複製が困難なものであり、かつ個人を識別可能なものにしなければならない。

(臨時出動)

第16条 受託者は、修理車両の入出庫等のため和歌山市から依頼があったときは、警備施設へ臨時出動し、警備の解除、開始操作及び鍵の施開錠を実施するものとする。

2 前項の出動による受託者の業務時間は概ね30分以内とする。

3 和歌山市から受託者への臨時出動の依頼については、実施時間の遅くとも一時間前ま

でに連絡するものとする。

- 4 和歌山市から受託者への臨時出動の依頼は、概ね各年度20回程度とする。
- 5 和歌山市は、受託者が依頼に基づき臨時出動を実施する際、緊急対処等と重複した場合には、緊急対処を優先し、指定した時間に遅れることがあることを了承する。
- 6 受託者は、指定された時間に臨時出動を行なえるよう努めなければならない。

(その他の遵守事項)

第17条 機械警備業務に従事する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機械警備業務に従事する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) この仕様書に記載のない事項及び軽微な業務については、和歌山市の監督職員と協議し実施すること。

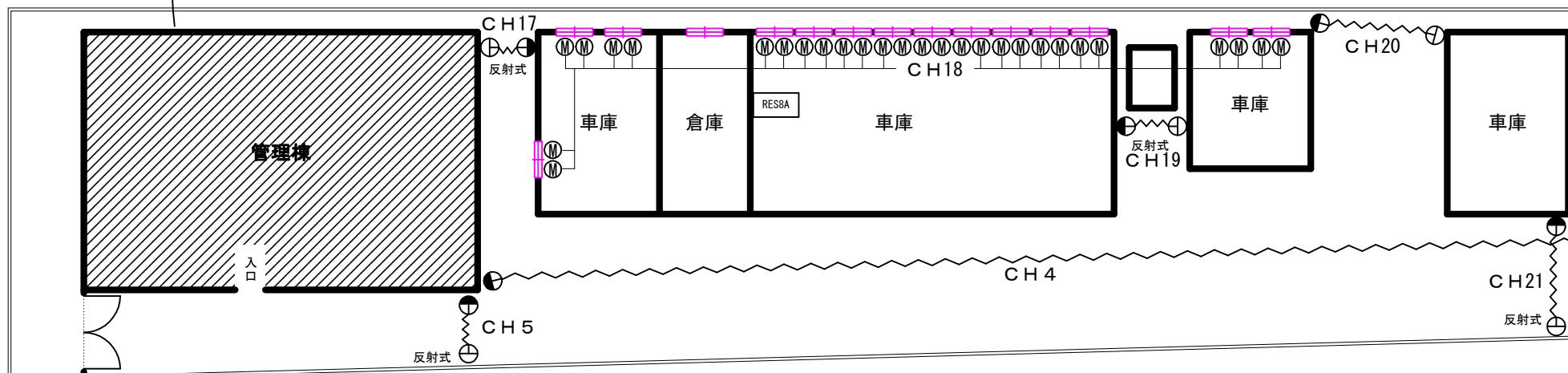
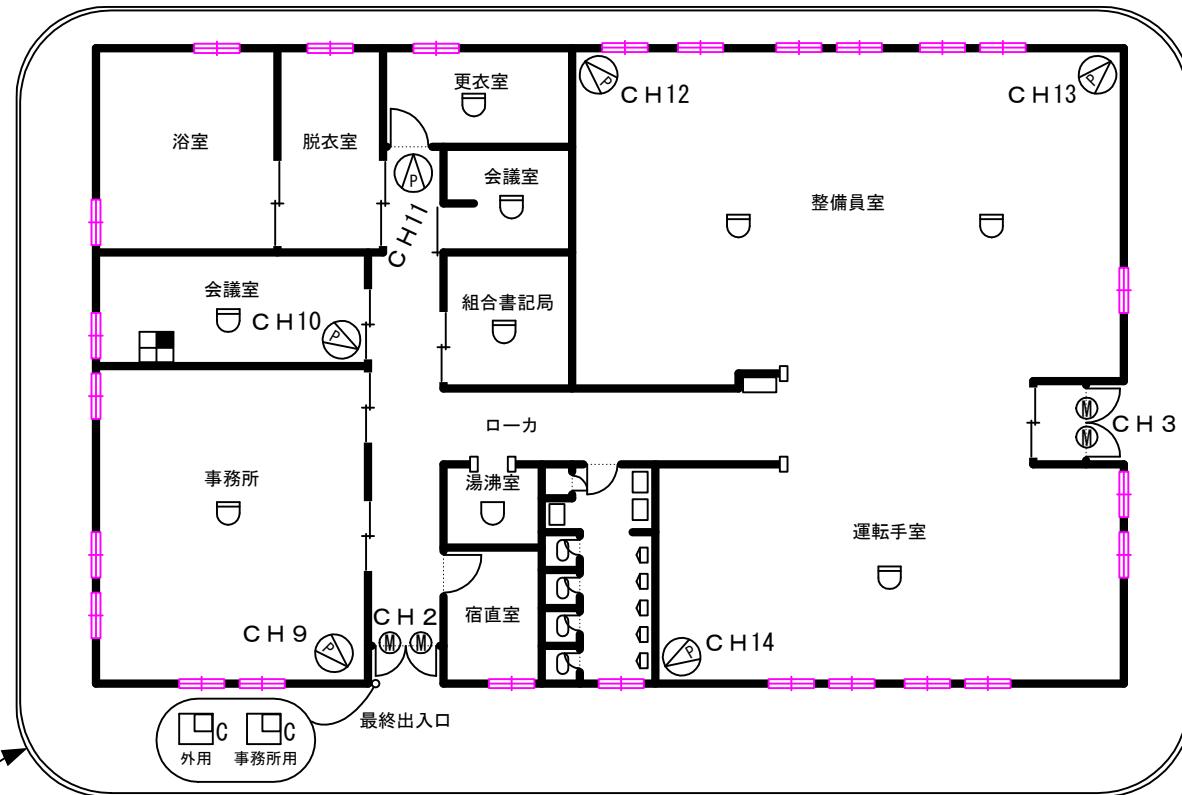
(疑義の質問)

第18条 入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の16時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

和歌山市 西事務所 機械警備図



記号	品 名	個数
■	送信機	1
□ C	カードリーダー	2
(P)	パッシブセンサー	6
(M)	マグネットセンサー	3 4
△	差動式感知器	8
□	定温式感知器	1
(+)	赤外線センサー(投光)	6
(-)	赤外線センサー(受光)	6

信号	警 戒 区 域	ブ ロ ク
C H 1	火災感知器	
C H 2	最終出入口マグネットセンサー	1
C H 3	東出入口マグネットセンサー	
C H 4	車庫南側赤外線センサー	2
C H 5	駐車場西側赤外線センサー	
C H 9	事務室パッシブセンサー	
C H 10	会議室パッシブセンサー	
C H 11	廊下パッシブセンサー	1
C H 12	整備員室西側パッシブセンサー	
C H 13	整備員室東側パッシブセンサー	
C H 14	運転室パッシブセンサー	
C H 17	洗濯場後方赤外線センサー	2
C H 18	車庫、倉庫窓赤外線センサー	
C H 19	油庫前赤外線センサー	
C H 20	洗車場後方赤外線センサー	
C H 21	駐車場東側赤外線センサー	

業務委託契約書（案）

和歌山市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、和歌山市市民環境局環境部収集センター西事務所（和歌山市土入325番地）の機械警備業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金は月払いとし、1月当たりの委託金は、 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、業務委託の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、毎月、当該月に履行した委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）の遅延損害金の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 理由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は甲が乙に対し、委託金の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。
- 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する額の委託金を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、必要があるときは、乙に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

- 2 第2条の規定にかかわらず、甲は、令和9年度以降の甲の歳出予算において、この契約の委託金に減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。

3 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者があると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものという。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行の場合によるほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が1か月を超えたとき。

- 2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺しなお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。
- 3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を補償しなければならない。
- 4 乙は、委託業務の履行に際し作成した記録等を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(補則)

第20条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙